

議題（４）路線バス社会実験路線の２次評価以降の対応内容の見直しについて

１．各社会実験路線の２次評価の見直し

路線名	４月～１１月までの収支率	２次評価の見直し（別紙１参照）
如意谷線	１１０％	パターン１ ⇒令和７年４月から本格運行へ移行
箕面山麓線	１１５％	パターン１ ⇒令和７年４月から本格運行へ移行
小野原東線 （箕面船場阪大前駅経由）	８４％	パターン３または４ ⇒令和７年４月から減便して社会実験運行
箕面小野原線	６１％	パターン６ ⇒令和７年４月から減便して経過措置運行
箕面中央線 （新稲系統）	６３％	パターン６ ⇒令和７年４月から減便して経過措置運行

２．現行の２次評価以降の対応内容について

- ◆現行の２次評価の対応内容は、１２月末時点で収支率が１００％に満たない場合、
→令和７年４月から１０月までは「減便して社会実験運行」、または「減便して経過措置運行」
→令和７年１０月から「減便して経過措置運行」「路線の見直しなどの検討後の運行を開始」という減便のみを前提とした内容となっており、その他の見直し対応ができないものになっている。
- ◆パターン６においては１０月から見直し後の運行となるが、見直しにおける代替輸送をオレンジゆずるバスなどで補完する場合にタイムラグが生じる可能性がある



- 路線最適化の形にかかわらず、経過措置運行期間を減便して運行することになる。
- 代替手段の整備が間に合わないまま、見直し後の運行に移行する可能性がある。

3. 2次評価以降の対応内容の見直し案

別紙1 「(案)(新) 社会実験路線の評価基準及び評価の流れ」 参照

路線名	2次評価の見直し（現行）	2次評価の見直し（見直し後）
如意谷線	パターン1 ⇒令和7年4月から本格運行へ移行	（変更なし）
箕面山麓線	パターン1 ⇒令和7年4月から本格運行へ移行	（変更なし）
小野原東線 （箕面船場阪大前駅経由）	パターン3または4 ⇒令和7年4月から減便して 社会実験運行	パターン3または4 ⇒令和7年4月から適正化を見据えた 社会実験運行
箕面小野原線	パターン6 ⇒令和7年4月から減便して 経過措置運行	パターン6 ⇒令和7年4月から適正化に向けた 経過措置運行
箕面中央線 （新稲系統）	パターン6 ⇒令和7年4月から減便して 経過措置運行	パターン6 ⇒令和7年4月から適正化に向けた 経過措置運行



「減便」⇒「適正化」に見直すことで
各地域・路線のニーズに合わせた柔軟な見直し（ルート変更・路線短縮・減便など）が可能に。

4. 2次評価に関するスケジュール（予定）について

- ・ 令和7年2月ごろ…路線バス再編検討分科会
12月までの利用状況をもとに、経過措置運行および見直し後の運行の検討
- ・ 令和7年3月ごろ…地域公共交通活性化協議会
路線バス再編検討分科会で検討された議論をもとに、経過措置運行および見直し後の運行の検討